

森林公園鳥獣保護区特別保護地区
指定計画書
(案)

愛 知 県

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

森林公園鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

愛知県森林公園植物園東門を起点として、同公園内の植物園と一般公園との境界を南へ約 450m 進み県有林地と民有地との境界（尾根）に達し、同境界（尾根）を西へ約 1,500m 進み市道平子線に達し、同市道を西へ約 60m 進み市道維摩池柏井線に達し、同市道を北西へ約 200m 進み市道巡検道線に達し、同市道を北へ約 300m 進み県有林地と愛知県消防学校敷地との境界に達し、同境界を西へ約 200m 進み、更に南西へ約 200m 進み県有林地と民有地との境界に達し、同境界を北西へ約 900m 進み、更に北東へ約 1,000m 進み、更に南東へ約 300m 進み市道巡検道線に達し、同市道を南へ約 100m 進み付替道路に達し、同道路を北東へ約 750m 進み植物園と愛知県森林公園ゴルフ場との境界に達し、同境界を南東へ約 270m 進み、更に北東へ約 270m 進み岩本池の堰堤の延長線上に達し、同所から同線上を南東へ約 30m 進み岩本池の堰堤の北端に達し、同堰堤を南東へ約 150m 進み同堰堤の南端に達し、同所から北東へ直線で約 100m 進み展望台に達し、同所から南東へ直線で約 120m 進み大道平池のフェンス（日本庭園の突端）に達し、同所から同フェンスを南東へ約 250m 進み植物園と一般公園との境界に達し、同境界を南へ約 250m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、民有地（約 1 ha）を除く。（面積約 165ha）

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成 24 年 11 月 1 日～平成 34 年 10 月 31 日（10 年間）

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

指定予定区域は、昭和 9 年に開園した愛知県森林公園内に位置し、静かで緑あふれる自然環境を活かした、県民総合レクリエーションの場として多くの利用者がある。

指定予定区域周辺は、市街地の中にありながら広大な森林が広がり、カワウ、カイツブリ、ウグイス、シジュウカラ等の鳥獣が年間を通じて多く観察される。都市住民等が身近な場所で鳥獣の観察等を行うことができるよう、これらの鳥獣の生息地を保全し、鳥獣の保護、繁殖及び誘致を図ることを目的として、特別保護地区の指定をするものである。

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、生息地の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。
- (4) 鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1 6 5 ha (名古屋市 1 5 ha、尾張旭市 1 5 0 ha)

内 訳

ア 形態的内訳

林野	1 3 5 ha
農耕地	— ha
水面	1 3 ha
その他	1 7 ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha	}	都道府県有地	1 5 0 ha
地方公共団体有地	1 5 2 ha		市町村有地	2 ha
私有地	— ha			
公有水面	1 3 ha			

ウ 他の法律（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha
自然公園法による地域	— ha	特別保護地区	— ha
		特別地域	— ha
		普通地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概況

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

この地域は、名古屋市守山区の北東部及び尾張旭市の北部に位置する愛知県森林公園の一部である。

イ 地形、地質等

この地域は、亜炭をはさんだ粘土質であるため、雨水の地下浸透を遮り丘は乾燥し、谷は湿地になっている。

ウ 植物相の概要

この地域の森林の植物相は貧弱であり、林相は禿げ山復旧のため植栽されたマツ類やコナラ、ヤシヤブシ等が混交している。また、植物園地区には、クロガネモチ、ナンキンハゼ、ウメモドキ等約 300 種の樹木が植栽されている。

エ 動物相の概要

この地域は市街地と近接しているが山林にも近く、コゲラ、シジュウカラ、メジロ等の平地から低山帯の鳥類が多く生息する。岩本池では、夏季にはサギ類が、冬季には多数のカモ類が飛来する。獣類では、タヌキ、イタチ、ヌートリア等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

(平成 23 年度に愛知県が実施した生息調査で確認された種)

ア 鳥類

カイツブリ、カワウ、ダイサギ、アオサギ、オシドリ、マガモ、カルガモ、コガモ、ハシビロガモ、キンクロハジロ、スズガモ、ミコアイサ、オオタカ、コジュケイ、キジバト、コゲラ、ツバメ、キセキレイ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、トラツグミ、ヤブサメ、ウグイス、キビタキ、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、メジロ、ホオジロ、アオジ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス

19 科 34 種

イ 獣類

タヌキ、キツネ、アズマモグラ、コウベモグラ、イタチ、アライグマ、ヌートリア

5 科 7 種

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内においては目立った被害はない。また、過去 3 年間に有害鳥獣捕獲は実施されていない。

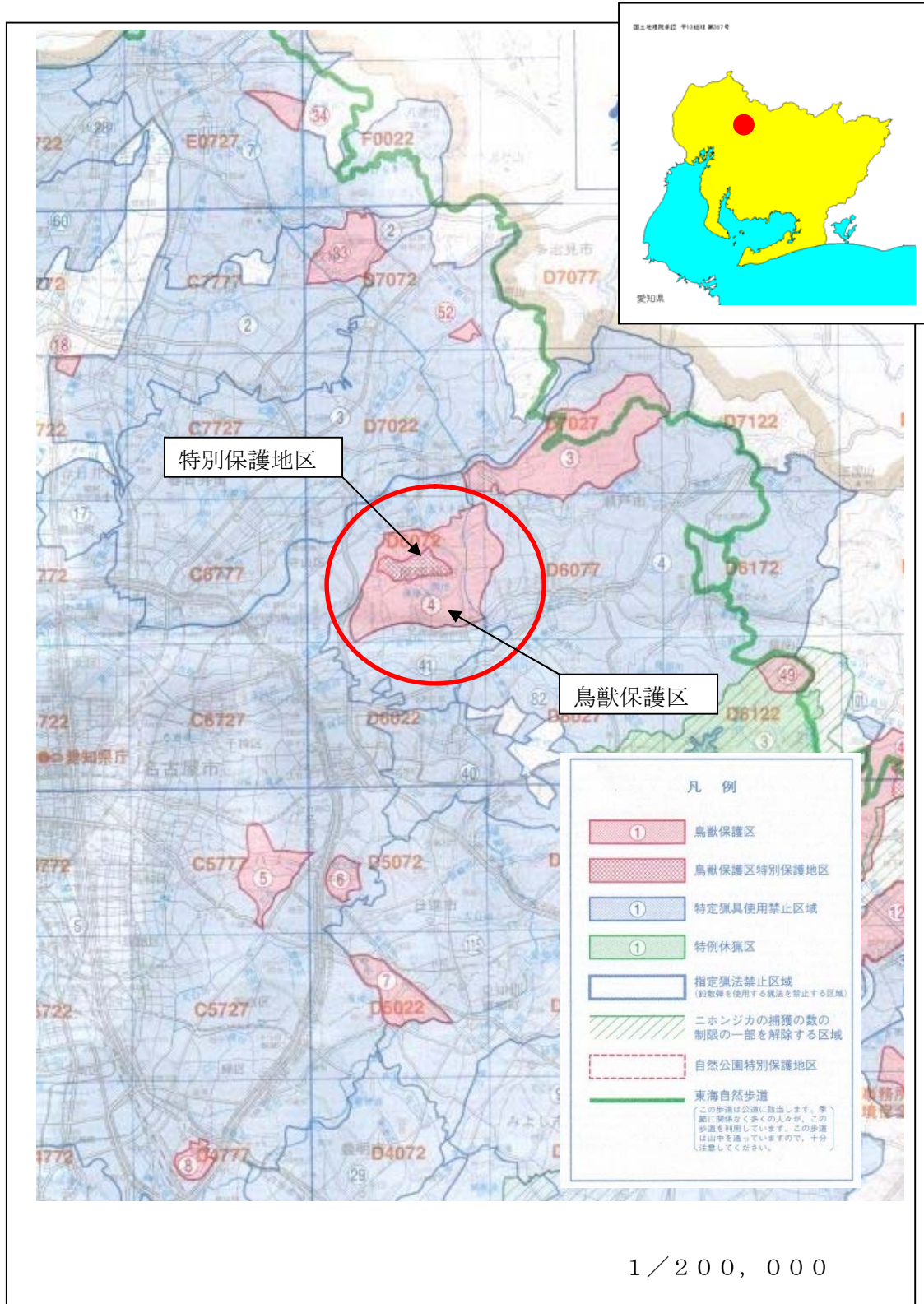
5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みはない。

6 施設整備に関する事項

制札板 1本

森林公園鳥獣保護区特別保護地区位置図



森林公園鳥獣保護区特別保護地区区域図 (1/50,000)

